

生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成29年度第1回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月8日

生駒市監査委員 藤本勝美

生駒市監査委員 井上圭吾

生駒市監査委員 下村晴意

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

平成29年10月10日から平成29年12月25日まで

3 監査の対象

総務部	防災安全課(消費生活センター含む。)、情報政策課、財政課
地域活力創生部	市民活動推進課、市民活動推進センター、環境モデル都市推進課
市民部	課税課、収税課
福祉健康部	高齢施策課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、保護課
建設部	営繕課
上下水道部	下水道課、竜田川浄化センター
教育振興部	こども課
会計課	

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令等を遵守し、適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、現金の取扱い、契約事務が法令等の規定どおりの処理となっているか、委託業務の履行確認が適切に行われているか及び行政財産の目的外使用についてを重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する各所属長及び担当者

に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙資料のとおりである。

なお、行政財産の目的外使用に係る監査の結果については、平成29年度定期監査(第2回)の結果と併せて公表する。

総務部

情報政策課

1 監査実施日 平成29年10月10日～10月11日、11月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

故障及び耐用年数の経過等により使用不可となったパソコン等情報機器の売却収入について、起案書、調定伝票等関係書類を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、業務報告書を確認せずに委託料を支出していたものがあつたため、委託業務の適正な履行確保のため受託者への指導及び担当者の業務報告書の確認の徹底を図られたい。

財政課

1 監査実施日 平成29年10月13日

2 監査結果

(1) 歳入について

普通交付税交付金、特例交付金等について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、交付決定通知等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 公債費の償還事務について

公債費の償還事務について償還年月日順一覧表等により確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

防災安全課（消費生活センターを含む。）

1 監査実施日 平成29年11月30日～12月1日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 自動車駐車場使用料について

生駒駅南自動車駐車場、ベルテラスいこま自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場について、抽出により日報、レシート、領収書(控)、調定伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 臨時運行許可書発行手数料について

臨時運行許可申請書、許可台帳、領収書(控)等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 保管自転車移送・保管手数料について

調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等関係書類を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき防災安全課内に設置され、地域公共交通総合連携計画の策定等を行う生駒市地域公共交通活性化協議会に対して、市は毎年330,000円の補助金を支出しているが、平成28年度末において225,000円の残余があったため、同協議会の平成28年度の決算書には繰越金として記載されていたが、平成29年度予算書には前年度繰越金の記載がなかったため、適正な会計処理を行うよう求めた。

地域活力創生部

市民活動推進課

1 監査実施日 平成29年10月16日～10月17日

2 監査結果

(1) 歳入について

市有土地貸付収入等について、賃貸借契約書、調定伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 自治会等への補助金の支出について

自治振興補助金、集会所整備補助金等の支出について検査したところ、法令等に基づき概ね適正に支出されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

市民活動推進センター ららポート

1 監査実施日 平成29年10月26日～10月27日

2 監査結果

(1) 歳入について

コピー、印刷機等使用料の収入事務について抽出により、コピー機使用台帳、印刷機利用表、領収書(控)、調定伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、定められた書類の提出のないものが認められた。業務の内容から受託者との協議により省略することになったとのことであるが、それについての協議録は作成されていなかった。今後、契約内容に関わる協議については協議録を作成すること、履行確認の書類については業務内容に応じたものにするよう求めた。

(4) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

環境モデル都市推進課

1 監査実施日 平成29年10月30日～10月31日

2 監査結果

(1) 歳入について

充電インフラ普及支援プロジェクト支援金等について収入関係書類を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 地域エネルギー会社出資金について

いこま市民パワー(株)(H29.7.18設立)への出資金について、定款、協定書等関係書類を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

市民部

課税課

1 監査実施日 平成29年11月13日～11月17日、12月20日

2 監査結果

(1) 歳入について

税関係証明発行手数料、課税資料閲覧手数料等の収入事務について、税関係証明交付申請書、課税資料等閲覧申請書、収入伝票、調定伝票、レシート、日計表、歳入整理簿等を抽出により照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等进行检查・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 市税の減免事務について

市民税、固定資産税、軽自動車税等の減免事務について、減免申請書、減免該当（非該当）決定通知書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(5) その他の事項について

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

収税課

1 監査実施日 平成29年11月13日～11月17日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 現金等徴収事務について

領収証書、納付（納入）受託証書、証券取立代金手続(控)等について照合・確認したところ法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 滞納整理事務について

滞納整理業務について、歳入整理簿、調定伝票、不納欠損処理に係る起案書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項

ア 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

福祉健康部

高齢施策課

1 監査実施日 平成29年12月11日～12月13日

2 監査結果

(1) 歳入について

RAKU-RAKUはうす使用料、金鷲の杜倭苑使用料等について、歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の交付について

社会福祉協議会運営補助金、民生・児童委員活動費交付金等の交付事務について、関係書類等を確認したところ、交付要綱等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 扶助費の支出について

養護老人ホーム保護措置費、高齢者交通費助成金等の支出について、関係書類等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されている。

エ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

地域包括ケア推進課

1 監査実施日 平成29年12月11日～12月13日

2 監査結果

(1) 歳入について

土地建物貸付収入及び位置情報提供システム利用者負担金について、協定書、調定伝票、収入伝票等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

障がい福祉課

1 監査実施日 平成29年11月20日～11月24日

2 監査結果

(1) 歳入について

財産収入(土地貸付収入)及び雑入(過年度返還金)収入処理について、契約書、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、おおむね適正に処理されており、指摘すべき事項は特になかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 扶助費の支出について

障害児福祉手当、精神障がい者医療費助成金等の支出について、関係書類等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

保護課

1 監査実施日 平成29年11月8日～11月10日

2 監査結果

(1) 歳入について

生活保護法第63条の規定に基づく返還金及び同法第78条に基づく徴収金の収入事務について、歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、返還金収納状況明細書等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金、助成金等の交付について

臨時福祉給付金の交付事務について、関係書類を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

ア 現金の取扱いについて

窓口給付用及び行旅人移送費用の現金の管理について、保管及び管理状況を確認したところ、適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

建設部

営繕課

1 監査実施日 平成29年11月1日～11月2日

2 監査結果

(1) 歳入について

市営住宅使用料及び再開発住宅使用料等の収入事務について、抽出により収入申告書及び添付書類（所得証明書、非課税証明書等）、家賃減免申請書、調定伝票、収入伝票、家賃・駐車場収納管理簿等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

抽出により契約書等に定める業務の履行確認書類について確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

上下水道部

下水道課

1 監査実施日 平成29年12月15日～12月20日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 下水道事業受益者負担金に係る賦課業務、収納業務について

調定伝票、収入伝票、納付書、下水道事業受益者申告書、減免・徴収猶予申請書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 下水道使用料の収納事務について

上下水道使用料収入報告書、調定伝票、調定明細書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 排水設備指定工事店指定手数料、排水設備工事責任技術者登録手数料について

調定伝票、収入伝票等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はなかった。

エ その他の収入について

下水道台帳等のコピー代収入について、歳入整理簿、調定伝票等を確認したところ、6月分以降で収入未済額が発生していた。これは、窓口でコピー代を収納後、調定伝票のみ作成し、指定金融機関に払い込まず金庫内で保管していたことによるものであったため、会計規則に基づく適正な処理を求めた。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金の支出事務について

浄化槽設置整備事業補助金、宅地内汚水ポンプ設備維持管理補助金等に係る交付事務について確認したところ、申請後、交付決定までに1箇月以上経過しているもの及び支出手続き

が遅延しているもの等が認められた。補助金交付要綱に基づき速やかに処理されたい。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

抽出により契約書等に定める業務の履行確認書類について確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いは概ね適正に行われており、特に指摘すべき事項はなかった。

竜田川浄化センター

1 監査実施日 平成29年12月25日

2 監査結果

(1) 歳入について

拾得物収入及び鉄板引取処分収入について、調定伝票、収入伝票等を確認したところ法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

抽出により契約書等に定める業務の履行確認書類について確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

会計課

1 監査実施日 平成29年10月12日

2 監査結果

(1) 歳入について

積立基金利子及び歳計現金預金利子の収入処理について、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 小切手の発行について

小切手発行原符及び小切手案内簿を照合・確認したところ、適正に処理されていた。

イ 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

教育振興部

こども課

1 監査実施日 平成29年12月4日～12月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 私立保育所保護者負担金及び市立保育所保育料について

歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、還付申請書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていた。

保育料の未納分については、児童手当から特別徴収を実施すること等により収入未済額を減少させることができている。しかしながら、平成27年度定期監査において指摘したこととして、不納欠損等の手続きの公正性を保つため、必要な記録を残すよう求めたが、改善がみられなかったため、適正に処理を行われたい。

イ その他収入について

児童手当支給証明書、保育料支払証明書、太陽光発電売電収入等について証明申請書、領収書(控)、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、入札関係書類、契約書、随意契約理由書、見積書等を検査・確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金の交付について

私立保育所等運営費補助金の交付事務について、補助金交付申請書、事業計画書、積算明細書、交付決定通知書(控)等を確認したところ、交付要綱等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 扶助費の支出について

児童手当等の支出について、認定請求書、所得証明等関係書類を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

エ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。